

特集

最低賃金の対応でお悩みの経営者必見！
キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

よくある
質問

勤怠・給与計算でよくある間違い
——事例3選——

勤務時間の適正把握はできていますか？

11月になり、ようやく過ぎやすい日が増えました。今年もあと2か月、年末調整や年賀ハガキの話題が出るなど次第に慌ただしくなってきました。

さて、最近厚生労働省のホームページに、勤怠管理に関する新しいリーフレットが公開されていましたのでご紹介します。

勤務時間の正しい把握、みなさん正しく理解されているでしょうか？

よく見かける事例として、一定の分数で勤務時間のカットラインを設定し、カットライン未達の勤務時間（残業時間）を一律でカットしているケースがあります。実際に勤務実態がある場合は、この一律カットは法律違反にあたります。給与計算の際に分単位での給与計算が面倒だから、という理由もあると思います。例えばそんな場合、日々は分単位で把握して、月単位に合計した後で30分未満の切り捨てであれば合法です。勤務時間管理のイロハが、同封したパンフレットに易しく書かれています。参考に見てみてください。

代表 西野 史朗
オフィスメイクタイム

